

第1編 総論

目 次

	頁
第 1 章 総則	1
第 1 節 国富町地域防災計画の目的	1
第 2 節 計画の基本方針	1
第 3 節 計画の構成	2
第 4 節 用語の定義	3
第 2 章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	4
第 1 節 各機関の実施責任	4
第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	5
第 3 節 住民の責務	16
第 4 節 減災に向けた住民運動の展開	16
第 5 節 位置及び地勢	17
第 3 章 防災をめぐる社会構造の変化と対応	18
第 1 節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	18
第 2 節 災害及び社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正	18

第1章 総則

第1節 国富町地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、国富町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であって、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を發揮して、地域における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。

防災計画の策定に当たっては、国富町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、町や国、県等の関係機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ることを基本とする。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

また、各種自然災害に対する各防災機関の活動任務を明確にするなど実際的な計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる避難行動要支援者（高齢者（とりわけ高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者）や障がい者、外国人等の「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。）と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたつて、住民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。

第3節 計画の構成

1 計画の構成

この計画は、つぎのとおり現実の災害に即した構成とする。

国富町地域防災計画



2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

3 計画の周知

この計画は、町の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。

第4節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- | | |
|------------------|--|
| 1 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。 |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。 |
| 3 県防災計画 | 宮崎県地域防災計画をいう。 |
| 4 県本部 | 宮崎県災害対策本部をいう。 |
| 5 県本部長 | 宮崎県災害対策本部長をいう。 |
| 6 県地方支部 | 宮崎県災害対策本部地方支部をいう。 |
| 7 県地方支部長 | 宮崎県災害対策本部支部長をいう。 |
| 8 宮崎県地震・津波被害想定調査 | 宮崎県が実施した宮崎県地震・津波被害想定調査結果をいう。 |
| 9 町防災計画 | 国富町地域防災計画をいう。 |
| 10 本部 | 国富町災害対策本部をいう。 |
| 11 本部長 | 国富町災害対策本部長をいう。 |
| 12 防災関係機関 | 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。 |
| 13 その他 | その他の用語については、災害対策基本法の例による。 |

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 各機関の実施責任

指定地方行政機関等は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を、それぞれの機関の果たすべき業務の役割、地域の実状及び特性等を踏まえつつ策定・修正するものとする。

各防災関係機関は、共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮するものとする。

防災関係機関は、防災対策活動が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員はもとより、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、防災関係機関は地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力を傾注するものとする。

各防災関係機関の防災対策活動の実施責任は次のとおりである。

1 国富町

町は、町の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、町及び県の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置を取るものとする。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、町及び県等の活動が円滑的確に行われるように協力援助するものとする。

4 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 国富町

[災害予防]

- (1) 防災会議に係る事務に関する事。
- (2) 町災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。
- (3) 防災施設の整備に関する事。
- (4) 防災に係る教育、訓練に関する事。
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事。
- (8) 給水体制の整備に関する事。
- (9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。
- (10) 災害危険区域の把握に関する事。
- (11) 各種災害予防事業の推進に関する事。
- (12) 防災知識の普及に関する事。

[災害応急対策]

- (13) 水防・消防等応急対策に関する事。
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- (15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。
- (16) 災害時における文教、保健衛生に関する事。
- (17) 災害広報に関する事。
- (18) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。
- (19) 復旧資機材の確保に関する事。
- (20) 災害対策要員の確保・動員に関する事。
- (21) 災害時における交通、輸送の確保に関する事。
- (22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事。
- (23) 地域安全対策に関する事。
- (24) 災害廃棄物の処理に関する事。

[災害復旧]

- (24) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事。
- (25) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関する事。
- (26) 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事。
- (27) 義援金品の受領、配分に関する事。

2 宮崎県警察本部

[災害予防]

- (1) 災害警備計画に関する事。
- (2) 通信確保に関する事。
- (3) 関係機関との連絡協調に関する事。
- (4) 災害装備資機材の整備に関する事。
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。
- (6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。

(7) 防災知識の普及に関すること。

[災害応急対策]

(8) 災害情報の収集及び伝達に関すること。

(9) 被害実態の把握に関すること。

(10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。

(11) 行方不明者の調査に関すること。

(12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること。

(13) 不法事案等の予防及び取締りに関すること。

(14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。

(15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること。

(16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。

(17) 広報活動に関すること。

(18) 死体の見分・検視に関すること。

3 高岡警察署

(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。

(2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事項に関すること。

4 宮崎県中部農林振興局

(1) 農産物、農業用施設、園芸、家畜及び林産物等の災害対策並びにこれらの指導に関すること。

(2) 農業用施設の災害対策並びにこれらの指導に関すること。

5 宮崎県高岡土木事務所

(1) 河川施設における防災管理に関すること。

(2) 道路施設の防災管理に関すること。

(3) ダム放流時の通報に関すること。

(4) 被災公共土木施設の災害復旧並びに指導に関すること。

6 宮崎県中央福祉こどもセンター

(1) 救助法の適用に関する指導に関すること。

(2) 災害救助の連絡調整に関すること。

7 宮崎県中央保健所

(1) 災害時における防疫に関すること。

(2) 災害時における食品衛生、清掃に関すること。

(3) 災害時の給水に関すること。

(4) 上下水道の災害対策に関すること。

＜指定地方行政機関＞

8 九州管区警察局

[災害予防]

(1) 警備計画等の指導に関する事。

[災害応急対策]

- (2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事。
- (3) 広域的な交通規制の指導調整に関する事。
- (4) 他の管区警察局との連携に関する事。
- (5) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。
- (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。
- (7) 警察通信の運用に関する事。
- (8) 津波予報の伝達に関する事。

9 九州財務局（宮崎財務事務所）

[災害応急対策]

- (1) 災害時における金融措置に関する事。
- (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関する事。

[災害復旧]

- (3) 被災施設の復旧事業費の査定の上合いに関する事。
- (4) 地方公共団体に対する災害融資に関する事。

10 九州厚生局

[災害応急対策]

- (1) 災害状況の情報収集、通報に関する事。
- (2) 関係職員の現地派遣に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。

11 九州農政局

[災害予防]

- (1) 米穀の備蓄に関する事。
- (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事。
- (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事。

[災害応急対策]

- (4) 農業関係被害の調査・報告に関する事。
- (5) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事。
- (6) 応急用食料の調達・供給に関する事。
- (7) 種子及び飼料の調達・供給に関する事。

[災害復旧]

- (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関する事。
- (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関する事。
- (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関する事。
- (11) 土地改良機械の緊急貸付に関する事。
- (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事。

(13) 技術者の緊急派遣等に関する事。

1 2 九州森林管理局(宮崎森林管理署)

[災害予防]

(1) 国有保安林・治山施設の整備に関する事。

(2) 林野火災予防体制の整備に関する事。

[災害応急対策]

(3) 林野火災対策の実施に関する事。

(4) 災害対策用材の供給に関する事。

[災害復旧]

(5) 復旧対策用材の供給に関する事。

1 3 九州経済産業局

[災害予防]

(1) 地盤沈下の防止に関する事。

(2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事。

[災害応急対策]

(3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事。

(4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事。

(5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事。

[災害復旧]

(6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事。

(7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事。

1 4 九州運輸局(宮崎運輸支局)

[災害予防]

(1) 交通施設及び設備の整備に関する事。

(2) 宿泊施設等の防災設備に関する事。

[災害応急対策]

(3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事。

(4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事。

(5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事。

(6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事。

(7) 緊急輸送命令に関する事。

1 5 宮崎地方気象台

[災害予防]

(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。

(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。

(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。

(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。

(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。

16 九州総合通信局

[災害予防]

- (1) 非常通信体制の整備に関する事。
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。

[災害応急対策]

- (3) 災害時における電気通信の確保に関する事。
- (4) 非常通信の統制、管理に関する事。
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。
- (6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関する事。

17 宮崎労働局

[災害予防]

- (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関する事。
- (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関する事。

[災害補償対策]

- (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関する事。

[災害応急対策]

- (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関する事。
- (5) 復旧工事における労働災害の防止に関する事。

18 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所本庄出張所）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる。

[災害予防]

- (1) 気象観測通報についての協力に関する事。
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事。
- (3) 災害危険区域の選定又は指導に関する事。
- (4) 防災資機材の備蓄及び整備に関する事。
- (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事。
- (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事。
- (7) 水防警報等の発表及び伝達に関する事。

[災害応急対策]

- (8) 洪水予報の発表及び伝達に関する事。
- (9) 水防活動の指導に関する事。
- (10) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
- (11) 災害広報に関する事。
- (12) 緊急物資及び人員輸送活動に関する事。
- (13) 河川の流出油に対する防除措置に関する事。

[災害復旧]

- (14) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事。

[その他]

- (15) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関

する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

19 陸上自衛隊都城駐屯地、航空自衛隊新田原基地

[災害予防]

- (1) 災害派遣計画の作成に関すること。
- (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。

[災害応急対策]

- (3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。

<指定公共機関>

20 日本郵便株式会社（町内及び県内郵便局）

[災害応急対策]

- (1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (2) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること。
- (4) 「災害時における国富町と国富町内郵便局間の相互協力に関する覚書」に基づく事項に関すること。

21 西日本電信電話株式会社（宮崎支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（宮崎支店）、KDDI株式会社

[災害予防]

- (1) 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。

[災害応急対策]

- (3) 気象警報等の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信に関すること。
- (5) 災害関係電報及び電話料金の減免に関すること。

22 日本銀行（宮崎事務所）

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関すること。

23 日本赤十字社（宮崎県支部）

[災害予防]

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 災害救援物資等の備蓄に関すること。

[災害応急対策]

- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

2.4 日本放送協会（宮崎放送局）

[災害予防]

- (1) 防災知識の普及に関する事。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事。

[災害応急対策]

- (3) 気象予警報等の放送周知に関する事。
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関する事。
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
- (6) 災害時における広報に関する事。

[災害復旧]

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。

2.5 西日本高速道路株式会社（九州支社宮崎高速道路事務所）

[災害予防]

- (1) 管理道路の整備及び防災管理に関する事。

[災害応急対策]

- (2) 管理道路の疎通の確保に関する事。

[災害復旧]

- (3) 被災道路の復旧事業の推進に関する事。

2.6 日本通運株式会社（宮崎支店）

[災害予防]

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事。

[災害応急対策]

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事。

[災害復旧]

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関する事。

2.7 九州電力株式会社（宮崎支社）及び九州電力送配電株式会社（宮崎配電事業所）

[災害予防]

- (1) 電力施設の整備及び防災管理に関する事。

[災害応急対策]

- (2) 災害時における電力の供給確保に関する事。

[災害復旧]

- (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事。

＜指定地方公共機関＞

28 宮崎交通株式会社

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関する事。
- (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関する事。
- (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関する事。

29 宮崎日日新聞社

[災害予防]

- (1) 防災知識の普及に関する事。
- (2) 災害時における報道の確保対策に関する事。

[災害応急対策]

- (3) 気象予警報等の報道周知に関する事。
- (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
- (5) 災害時における広報に関する事。

[災害復旧]

- (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関する事。

30 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

[災害予防]

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事。

[災害応急対策]

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事。

[災害復旧]

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関する事。

31 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

[災害予防]

- (1) 防災知識の普及に関する事。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事。

[災害応急対策]

- (3) 気象予警報等の放送周知に関する事。
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関する事。
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
- (6) 災害時における広報に関する事。

[災害復旧]

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。

32 宮崎県医師会（宮崎市郡医師会）

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 災害時における医療救護・助産の活動に関する事。
- (2) 負傷者に対する医療活動に関する事。

3 3 宮崎県歯科医師会（宮崎市郡歯科医師会）

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 災害時における歯科医療の実施に関すること。
- (2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること。

3 4 宮崎県薬剤師会（宮崎市郡薬剤師会）

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること。

3 5 宮崎県看護協会

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施に関すること。

3 6 宮崎県LPガス協会

[災害予防・災害応急対策]

- (1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること。

3 7 宮崎県管工事協同組合連合会

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること。

3 8 宮崎県警備業協会

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 災害時における道路交通整理の補助に関すること。

3 9 一般社団法人宮崎県建設業協会

- (1) 災害時における応急対策に関すること。

4 0 宮崎ケーブルテレビ株式会社

[災害予防]

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。

[災害応急対策]

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること。
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (6) 災害時における広報に関すること。

[災害復旧]

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

＜公共的団体及び防災上重要な施設の管理者＞

4 1 宮崎県農業協同組合（宮崎中央地区本部国富支店）

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 農作物災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。
- (4) 被災農家に対する融資斡旋に関すること。

4 2 宮崎中央森林組合

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること。

4 3 国富町商工会

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。
- (3) 町商工会会長は、商工会管理下の施設災害対策は勿論のこと特に会員所属団体に対し、次の事項について措置を講ずるものとする。
 - ① 共同利用施設、設備の防災対策と防災管理
 - ② 被災会員、団体等に対する融資又はその斡旋
 - ③ その他特に会長が必要と認める事項

4 4 水道用水供給事業者

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急給水への協力に関すること。
- (2) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備に関すること。

4 5 金融機関

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。

4 6 病院等医療施設の管理者

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。

4 7 社会福祉施設の管理者

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

48 学校法人

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練に関すること。
- (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること。

49 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

[災害予防・災害応急対策]

- (1) 安全管理の徹底に関すること。
- (2) 防護施設の整備に関すること。

50 宮崎県道路公社

[災害予防]

- (1) 公社管理道路の整備と防災管理に関すること。

[災害応急対策]

- (2) 公社管理道路の疎通の確保に関すること。

[災害復旧]

- (3) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

51 宮崎市消防局、町消防団、自主防災組織

- (1) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における出動に関すること。

52 町社会福祉協議会

- (1) ボランティアの受入れ及びボランティア活動の連絡調整に関すること。

第3節 住民の責務

基本法の平成7年の改正により、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない（基本法第7条第2項）」と定められたところである。

地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、最低3日分の食料、水の備蓄、家具の転倒防止など、日頃から自主的に災害に備え、各自及び家族で防災に関する知識の習得を行うとともに、地域や町などが実施する防災訓練や防災に関する行事等に積極的に参加するなど防災対策に必要な活動に努めるものとする。

さらに、地域のつながりを大切にし、高齢者、障がい者等の要配慮者を地域ぐるみで災害から守るよう努めるものとする。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等地域防災に寄与するものとする。

第4節 減災に向けた住民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、県、町、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成していけるものである。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動の展開を図る。

町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第5節 位置及び地勢

本町は宮崎県の中央部にあって、東は宮崎市、北は西都市、西と南は綾町・宮崎市高岡町に囲まれた面積130.63km²（平成27年4月、国土地理院が全国の面積を修正。130.71km²から130.63km²変更）への農山村である。宮崎市に接する南東側から北西側に細長く伸びた形状を有し、地勢もその方向に上っている。また町中央部は、一級河川の大淀川水系の本庄川とその支流である深年川、三名川等の影響を受けて、本庄台地、高田原台地、川上台地、薩摩原台地を形成し、各河川の流域が平地となっている。

町域の北西側半分は、ほとんど山岳地で山林として利用されており、市街地は本庄台地から宮崎市までの南東側半分に集約される。本庄台地は標高45～50mで、その幅は200～400mと狭く、その周辺は本庄川と深年川に傾斜している。また、宮崎市と接する塚原・岩知野周辺と、綾町に接する森永・竹田、宮崎市高岡町に接する嵐田・田尻周辺は、本庄川平地を形成し、同じく深年川の周辺集落もその深年川が形成した平野に散在している。

地質に関しては、第三紀及び沖積層から成っている。町域内で基盤をなす最古の地層は、中生代から新生代の古第三紀に属する四万十層群で、この地層は県北西部の一部の地域を除いて県内のほとんどの地域で基盤を成している。本町における地層は頁岩ないし粘板岩優勢（砂岩を伴う）の四万十層群上部に属し、概ね国有林区域の九州山地に属する壮年期の険しい山地で露頭をみる事ができる。それより東の宮崎平野に属する地域では、四万十層群上を新第三紀の宮崎層群や第四紀の中位段丘堆積物、シラス、日向ロームなどが覆い、幼年期の台地状を形成している。地質は一般的には時代の古いものほど固結し安定していると考えられるが、特にシラスは約2万年前の始良火山の火砕流堆積物で、雨などによる浸食に弱く崩壊が発生しやすい。

気候は日向灘を北流する黒潮の影響を受けて温暖で、ほとんど雪を見ることはなく、年間平均気温は約17～18度である。

降水量は顕著な梅雨に加え、夏から秋にかけて台風の通過経路にあたるため非常に多く、年間平均降水量は2,500mmにも及んでいる。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施するものとする。

第2節 災害及び社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

町、県はもとより防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。

そのため、特に次のような変化について十分な対応を図るものとする。

- 1 高齢者（とりわけ高齢者のみの世帯、1人暮らしの高齢者）や障がい者、外国人等、いわゆる要配慮者の増加傾向が見られる。

これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策との連携を図りながら推進する必要がある。また、社会福祉施設や介護支援サービス施設等における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

- 2 社会構造の変化はまた、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通・輸送ネットワークへの依存度を増大させ、災害時にこれらが被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなる。

これらの対応として、施設の耐災性の向上を図るとともに、補完的機能を充実させる必要がある。

- 3 住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている。

これらの対応として、自主防災組織の育成、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災会議など防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

- 4 近年の交通・輸送体系の高度化、多様な危険物等の利用の増大、トンネル・道路構造の大規模化などに伴い、これまで考えられなかった災害の発生も懸念される。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応
第2節 災害及び社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

- 5 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的变化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、地域防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする。